

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）の行った公文書の部分開示の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成14年2月28日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、「美祢湯の口バイパス路線についての境界立会確認書1090・1089・876・868」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「湯ノ口美祢線立会証明書1090・1089・876・868番地」（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成14年3月5日付けで部分開示の決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年3月8日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、開示をしない決定の部分の取り消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 個人情報に該当するので非公開処分との主張であるが、異議申立人本人に関することのみ請求であるにもかかわらず、条文の文言のみの対応により、異議申立人の住所、氏名及び印影までも黒塗りにして公開したのは間違いで、条例の制定に至った目的に大きく反している。
- (2) 「非公開部分」のうち、隣接地番1090の所有者は異議申立人で、さらに、1091-1及び1089の各土地の立会者は異議申立人所有地の隣接地の所有者

であり、個人のプライバシーにかかわるものではないので、少なくとも立会者である異議申立人の住所、氏名及び印影は黒塗りする必要はまったくない。

- (3) 「用地交渉のときであれば立会証明書は見せられる」、「用地買収交渉に応じてもらえるなら、当該立会証明書を開示する」等の職員の発言の経緯からも非公開処分にする正当性はまったくない。
- (4) 立会した事実と押印した記憶が異議申立人自身まったくないにもかかわらず、立会し、押印した証拠として立会証明書があると職員が発言したので、事実関係を確認したいというのが開示請求した目的で、当事者である異議申立人本人が事実確認を求めるということは当然の権利である。
- (5) 本異議申立ては、異議申立人に関するもののみで、法人情報については何らの異議申立てはしていない。

第4 実施機関の説明要旨

1 公文書の内容

本件請求に係る「立会証明書」は、公共用地の取得に際し、法務局に提出する「土地の分筆登記申請書」に添付することを目的として、現地での境界立会を終えた後、立会者との間で確認した境界について、同意を得たことを証するために作成されたものである。

2 部分開示とした理由

- (1) 本件公文書に記録されている立会者の住所、氏名及び印影並びに測量担当者の氏名は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第11条第2号本文に該当し、同号イから二のいずれかに該当して開示する情報でもないことから、非開示処分とした。

なお、立会者の押印欄は、立会者の事業への同意、不同意の意思表示を示す欄であり、意思表示は個人情報であることから、条例第11条第2号本文に該当し、同号イから二のいずれかに該当して開示する情報でもないことから、同様に非開示処分とした。

- (2) 本件公文書に記録されている法人の代表者の印影は、一般に誰もが閲覧できる情報ではなく、また、当該法人が誰にでも公表している情報でもないことから、開示することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがある情報であり、条例第11条第3号イから八に該当して開示する情報でもないことから、非開示処分とした。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

公共用地を買収する際には、買収予定地及びその隣接地それぞれの所有者に立会を求め、買収予定地に係る1筆の土地の境界を確定させる必要がある。

そして、それぞれの土地所有者の間で境界についての合意が成立したときは、合意を証する書類として立会証明書を作成し、買収予定地の分筆登記申請に当該立会証明書を添付して取得する土地の分筆を行うこととなる。

本件公文書は、4筆の土地について、それぞれ作成された立会証明書で、条例第2条第2項に規定する公文書に該当する。

なお、本件公文書に記録されている土地の境界については、一部の所有者が合意しているにとどまり、そのため、本件公文書は、立会証明書としては未完成なものであるということが出来る。

2 条例第11条第2号の該当の有無について

(1) 条例第11条第2号について

ア 条例第11条は、同条第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲や内容が明確でないので、明らかにプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報を非開示としたものである。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、条例第11条第2号イからニに規定する「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」、「法令等の規定に基づく許可、認可、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「公務員の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととなっている。

イ 非開示の情報に該当するかどうかを判断するに当たっては、何人にも開示を請求する権利を認めている情報公開制度の趣旨から、本人に限って開示を認めている一部の個人情報を除き、開示を求める目的、公文書に記録されている情報と請求者との関係の有無等、開示の請求者の属性にかかわることは、原則として斟酌

できないものと考えるべきで、開示の請求者によって開示の範囲が異なるということはありません。

ウ 特定の個人の識別については、一般的には、住所及び氏名でもって可能となるが、氏名又は印影だけであっても、住居地、雇用関係等と結びつけることにより、特定の個人が識別される可能性がある。

(2) 本件公文書について

ア 広く県民等に公文書の公開を請求する権利を認める条例に基づいて公文書の開示を請求する場合には、請求者は、県民等の1人として所定の要件の下において請求に係る公文書の公開を受けることができるにとどまり、そこに記録されている情報が自己の個人情報であることを理由に、公文書の開示を特別に受けることができるものではない。

このため、実施機関は、開示の請求に係る公文書に記録されている情報が請求者自身のものであっても、特別の考慮をする必要はなく、条例を適用して開示をすることができるかどうかの判断をすべきである。

イ 本件公文書に記録されている立会者は、異議申立人所有地の隣接地の所有者で、個人のプライバシーにかかわるものではないと異議申立人は主張するが、立会者が誰であるかを知ることができるのは、一般的には、立会を求められた土地が所在する区域に住居又は土地を有している者に限られ、従来から公開され、広く知られている情報ということとはできない。

ウ 本件処分において、実施機関が開示をしないとした立会者の住所、氏名及び印影並びに測量担当者の氏名は、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当し、開示をすることができる情報を規定する同号イから二に該当するものでないことは明らかである。

エ また、本件公文書の立会者の印の欄は、土地の境界に関する当該立会者の意思を表示するもので、すべての立会者が合意に至っていない状況で、印影が記録されていない印の欄の開示をすることは、未だ土地の境界について合意に至っていないという当該立会者のプライバシーを公開することになることは明らかで、許されないものである。

3 条例第11条第3号の該当の有無について

(1) 条例第11条第3号について

条例第11条は、同条第3号に規定する「法人（国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）

に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、条例第11条第3号イからハに規定する「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」及び「これらに準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととなっている。

(2) 本件公文書について

法人の代表者の印鑑は、法人の設立登記に当たって商業登記法（昭和38年法律第125号）第20条第1項の規定により登記所に提出されており、その印影は、契約の締結等法人としての行為の真正を証するものである。

また、商業登記法第12条第1項に規定するとおり、その印鑑証明の交付を請求できる者は限定されていることから、本来、誰でも容易に入手できる情報ではない。

すなわち、本件公文書に記録されている法人の代表者の印影は、当該法人が事業活動を行う上での内部情報として管理しているものであり、条例第11条第3号の開示しないことができる情報に該当し、同号イからハに規定する情報には該当しないと認められ、異議申立人は争わないと主張しているが、実施機関が開示をしないと決定したことは適正であるといえる。

4 まとめ

これらのことから判断すると、実施機関の本件処分は相当であるといえることができる。

このため、異議申立人は、自己に関する情報についても知ることができなくなるが、自己の個人情報の開示等を定めた山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号）が平成13年12月18日に公布され、異議申立人が本件請求を行った平成14年2月28日から1月余り後の平成14年4月1日から施行されており、異議申立人は、わずかの期間待てば、山口県個人情報保護条例に基づき自己の個人情報の開示を請求することができたのである。

このような状況を踏まえて判断すると、自己の個人情報の開示を請求しているにすぎないという異議申立人の主張は、実施機関の決定を変更する理由とはならないといえることができる。

以上の理由により、第 1 に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第 6 審査会の審査経過等

別紙 1 のとおり（省略）